

秋田県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十一月七日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第四十五号

秋田県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和四十五年秋田県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

様式第四号、様式第八号及び様式第十号中

理由

理由

付記

- 1 この処分について不服があるときは、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、その期間内であつても、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができません。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県知事となります。）提起することができます。ただし、その期間内であつても、処分があつ

た日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができません。

3 この処分について1の審査請求をした場合の処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができません。ただし、その期間内であつても、裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができません。

に努める。

様式第十一号中

変更の理由

変更の理由	
-------	--

を

変更の理由

付記

1 この処分について不服があるときは、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、その期間内であつても、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができません。

リ格シク。

- 2 この処分取消しの訴えは、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県知事となります。）提起することができます。ただし、その期間内であつても、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができません。
- 3 この処分について1の審査請求をした場合の処分取消しの訴えは、審査請求に対する裁判があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であつても、裁判があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができません。」

理由

様式第十六号中

を

理由

付記

- 1 この処分について不服があるときは、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、その

期間内であつても、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができません。

2 この処分の取消しの訴えは、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県知事となります。）提起することができます。ただし、その期間内であつても、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができません。

3 この処分について1の審査請求をした場合の処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であつても、裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができません。

様式第十九号から様式第二十一号までの規定中

備 考	

備 考	

- 付記
- 1 この処分について不服があるときは、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、その

期間内であつても、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができません。

2 この処分の取消しの訴えは、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県知事となります。）提起することができません。ただし、その期間内であつても、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができません。

3 この処分について1の審査請求をした場合の処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができません。ただし、その期間内であつても、裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができません。

に改める。

理由

様式第二十五号中

を

理由

付記

1 この処分について不服があるときは、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、その期間内であつても、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができません。

以格為平。

2 この処分の取消しの訴えは、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県知事となります。）提起することができます。ただし、その期間内であつても、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができません。

3 この処分について1の審査請求をした場合の処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁判があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であつても、裁判があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができません。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。